

「次世代ヘルステック・スタートアップ育成支援事業」令和5年度公募Q&A

2024.2.22更新

#	問合せ内容	回答
1	スタートアップ（SU）ヘルステック研究開発 「起業経験」の定義を教えてください。	起業時の登記簿に取締役として記載している場合は「起業経験」とみなします。
2	スタートアップ（SU）ヘルステック研究開発 起業経験（創業メンバー含む）のある者を補助事業分担者とすることは可能でしょうか。	可能です。なお、補助事業代表者が機関の規則上CEOとなることができない場合は補助事業分担者がCEOになることができるとしておりますが、起業経験のある分担者はCEOとなることはできません。
3	スタートアップ（SU）ヘルステック研究開発 学生時代に起業サークルで起業の経験がありますが、この場合は「起業経験」があるとして応募資格に該当しないのでしょうか。	その企業が学生時代に起業した会社であって、下記に該当する場合は「起業経験」と見なし、応募資格はないものとします： ・現在も存続している ・現在は廃業しているが、一時期であっても利益を得ていた場合 ・他企業に買収される等、EXITに成功していた場合
4	スタートアップ（SU）ヘルステック研究開発 「事業期間中に起業を目指す」とありますが、海外での起業でもよいでしょうか。	国内での起業を求めます。
5	スタートアップ（SU）ヘルステック研究開発 「事業期間中に起業を目指す」とありますが、「起業」とは、単に登記をするだけでよいのでしょうか。	単に登記だけでなく、事業課計画に基づくビジネスが実現できる体制をスタートさせることを求めます。
6	スタートアップ（SU）ヘルステック研究開発 補助金をスタートアップの起業資金やCFO、COO等の人件費に充当することは可能でしょうか。	直接経費の支出は研究開発目的（研究用資材費、研究者の人件費等）に限ります。必要であれば間接経費から支出してください。
7	スタートアップ（SU）ヘルステック研究開発 特許関連経費（出願料、関係旅費、手続費用、翻訳費用等）を計上することは可能でしょうか。	特許関連経費については間接経費等に計上して下さい。 その他の経費については公募要領「8.2.1 委託研究開発費、補助金の範囲」、特に注意事項を熟読のうえご対応下さい。
8	スタートアップ（SU）ヘルステック研究開発 大学院生の身分で応募することは可能でしょうか。3月に卒業予定です。	研究開始（本年6月以降を想定）までに、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能であれば応募できます（公募要領「第3章 応募要件 3.1 応募資格者」参照）。なお、「国内の研究機関等に所属」の「所属」とは、機関と雇用関係があることを意味します。 応募の際は、採択された場合に所属機関が研究費の委任経理を引き受けることが前提となりますので、ご確認をお願いします。 また、4月以降の所属機関から予めe-Rad研究者番号が登録され、機関を通して応募することができるのであれば、現時点（正式所属前）でも応募は可能です。 現時点でe-Rad研究者番号登録ができない場合は別途ご相談ください。
9	スタートアップ（SU）ヘルステック研究開発 代表者ではなく分担者をCEO予定者としてもよいのでしょうか。	補助事業代表者がCEOとなることを原則とします。研究分担者がCEOとなるのは、代表者が所属機関の規定等でCEOの兼業が認められていない場合に限りです。所属機関の兼業規程等の提出を求める場合がありますのでご承知置きください。
10	全般 「令和5年度公募」となっていますが、「令和6年度」の誤記ではないでしょうか。	本事業は令和5年度の補正予算により開始するものなので、誤記ではありません
11	スタートアップ（SU）ヘルステック研究開発 本事業は、スタートアップを応募主体として支援していただくこととして理解してよいでしょうか。	本事業は、既に起業しているスタートアップの支援を目的とするものではありません。 ヘルステック領域においてスタートアップ起業を目指す研究者を、起業に向けて支援するものです。 なお、既に起業経験がある研究者は応募資格がありませんのでご注意ください。
12	全般 代表機関に所属する研究者については、承諾書の提出は不要でしょうか。また、分担機関の承諾書については一機関一通でよいでしょうか。	e-Radを介した応募では研究機関の確認を経て申請書類が提出されますので、それを持って所属研究者による本公募への応募を代表機関が承諾したものとみなします。分担機関の所属者については、同じ機関でも所属部署ごとに押印者が異なる場合（学部ごと等）は、それぞれ提出してください。
13	スタートアップ（SU）ヘルステック研究開発 補助事業費は直接経費で初年度上限額15,000千円とありますが、委託費（補助分担機関への配分額）はこれとは別に計上してよいのでしょうか。	補助代表機関、補助分担機関、それぞれにおいて直接経費と間接経費を計上し、直接経費の全機関合計額が15,000千円を超えないようにしてください。 なお、間接経費の割合は機関によって異なりますのでご注意ください（公募要領「第2章 公募対象課題」注意事項（1））。 申請時に上限額を超えている場合は不受理としますのでご注意ください。